

伊佐市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月27日（月）午前9時04分から9時40分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (21人)

会 長 13 番委員

委 員

農業委員

1 番委員	7 番委員
2 番委員	9 番委員
4 番委員	10 番委員
5 番委員	11 番委員
6 番委員	12 番委員

農地利用最適化推進委員

2 番推進委員	10 番推進委員
3 番推進委員	11 番推進委員
4 番推進委員	14 番推進委員
5 番推進委員	15 番推進委員
6 番推進委員	
7 番推進委員	

4. 欠席委員 (5人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 7 番委員 9 番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時04分】

事務局 長	おはようございます。只今より、令和6年度 第2回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。 本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。
議長	皆様おはようございます。田植えの時期に入りましたが、皆様も忙しくなると思いますが、体に気を付けて活動をしていただくようお願い申し上げます。 本日の議事録署名委員を指名いたします。7番農業委員と9番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。 只今より総会を始めます。 ————— 諸般報告 —————
議長	事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」、報告第2号「農地の利用目的変更」についての報告を求めます。
事務局	報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから5ページで農業経営基盤強化促進法による解約が18件です。 報告第2号「農地の利用目的変更について」の整理番号1番につきまして、去る5月15日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。 番号1番の申請人 TAさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は72歳です。 申請地は、伊佐市大口里字青木ケ島2774番4、地目は田、地積は329㎡で、大口高等学校の西側に隣接しております。水利が無く取水が困難であるため、盛り土を行い畑として使用するこのことでした。申請書類として、農地利用目的変更届、全部事項証明書、地籍図、配置図が添付されております。 以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第 1 号 —————

議 長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定の貸借についてご説明いたします。別紙 20 ページの総括表をご覧ください。

期間は 2 年から 11 年で面積は 206, 160 m²で利用権を設定する者の数が 62 人、設定を受ける者の数は 37 人です。土地の詳細につきましては、資料 7 ページから 19 ページ番号 1 番から 63 番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第 1 号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第 2 号 —————

議 長 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号 1 番から 6 番まで一括で報告をお願いいたします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号 1 番について、9 番農業委員の報告を求めます。

9 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 1 番につきまして、去る 5 月 23 日に現地調査を行いましたので、9 番が報告いたします。 申請人 SSさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は 38 歳です。 渡し人 YYさんは、霧島市溝辺町麓に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口山野字紙漉 1249 番ほか 1 筆、地目は全て畑、地積は 2 筆合計で 1,508 m²の所有移転売買になります。譲受人は、新規就農者であります。 農業従事者は 2 名、通作距離は約 8.3 kmで現況は 1,398 m²については、梅、柿など十数本植えてあり、110 m²は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は手作業のため大型農機具は不要とのことでした。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号 2 番について、6 番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 2 番につきまして、去る 5 月 21 日に現地調査を行いましたので、6 番が報告いたします。 申請人 TTさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は 72 歳です。 渡し人 AJさんは、千葉県千葉市稲毛区園生町に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口金波田字水車 1175 番 32、地目は田、地積は 1,376 m²の所有移転贈与になります。 農業従事者は 2 名、通作距離は約 1 kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議 長	整理番号 3 番について、10 番農業委員の報告を求めます。
1 0 番 農 業 委 員	議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号 3 番につきまして、去る 5 月 24 日に現地調査を行いましたので、10 番が報告いたします。

		申請人 DIさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は66歳です。 渡し人 SHさんは、兵庫県三田市志手原に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字中水流 4324 番 199 ほか2筆、地目は田が2筆と畑が1筆、地積は3筆合計で5,538 m²の所有移転贈与になります。 農業従事者は1名で、通作距離は約700m以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る5月23日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。 申請人 NMさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は68歳です。 渡し人 AMさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は61歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字中白坂 4607 番、地目は畑、地積は1,454 m²の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況は管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくをお願いいたしまして、報告を終わります。
議 長		整理番号5番について、11番農業委員の報告を求めます。
1 1 番 農 業 委 員	諸経費	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る5月22日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。 申請人 OYさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は26歳です。 渡し人 HNさんは、大阪府寝屋川市三井が丘に居住される市外住民です。 申請地は、伊佐市大口大田字飛松山 1946 番 20 ほか3筆で、地目は全て畑、地積は4筆合計で992 m²の所有権移転売買になります。

		農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約100mで現況は良く管理された農地です。新規就農者ですが、経営意欲はあります。市内で自身が経営している飲食店にて、自分で生産された食材を用いた料理を提供したいとのことです。そのため農機具等はトラクターのリースのみで、後の管理は全て手作業で行うとのことでした。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号6番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る5月22日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 AJさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は35歳です。 渡し人 THさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は83歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字園川3487番1で、地目は田、地積は268㎡の所有権移転売買になります。 農業従事者は2名で、通作距離は自宅に隣接しており現況は管理された農地です。今後は菜園として利用したいとのことで経営意欲はあり、手作業で管理していくとのことです。 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番から6番については許可が決定いたしました。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定

について、申請件数6件について、6件の許可が処分決定いたしました。

議案第3号

議長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る5月22日、申請人の代理人であるW不動産Kさんの立会いのもと、2番推進委員、6番推進委員、1番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私1番が報告いたします。

申請人は、鹿児島市伊敷台にお住いのKNさんで年齢は70歳で市外住民です。

申請地は、伊佐市大口原田字西原573番42で、地目は田、地積は284㎡です。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は駐車場であります。

所在地は、大口温泉リハビリテーション病院から南へ約1kmに位置しており、南側は用水路を挟んで田、東側は宅地、北側は道路、西側は用水路を挟んで宅地となっており周囲に与える影響はないかと思われます。この申請地は長年耕作されておらず、隣地者に駐車スペースとして利用を了解していたとのことで始末書が添付されています。今後も、隣地者に無償で使用するとのことで使用協議書が提出されています。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議 長		賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る5月22日、申請人のSSさんの立会いのもと、10番推進委員、11推進委員、2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私2番が報告いたします。 申請人は、伊佐市菱刈南浦にお住いのSSさんで年齢は56歳です。 申請地は、伊佐市菱刈南浦字寺山3332番1で、地目は田、地積は907㎡です。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は農業用資材置場であります。 所在地は、本城小学校から南へ約1.5kmに位置しており、南側は私道を挟んで田、東側は山林、北側も私道を挟んで田、西側は市道となっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長		賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定について、申請件数2件について2件が処分決定いたしました。
		————— 議案第4号 —————

議 長	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について4番農業委員の報告を求めます。
4 番 農 業 委 員	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る5月22日、申請人の代理人である T行政書士の立会いのもと、1番推進委員、3番推進委員、4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私4番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市菱刈花北に所在する 有限会社Sで一般法人です。 譲渡人は、千葉県千葉市花見川区横戸町にお住いの SSさんで市外住民です。 本申請は、所有権移転売買で農地区分は第1種農地であります。不許可の例外の集落接続施設となっており、転用目的は駐車場及び資材置場です。 申請地は、伊佐市大口目丸字北町619番1ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で2,068㎡です。 所在地は、伊佐湧水消防組合消防本部から北へ約300m位置しており、南側は雑種地、東側は田、北側は道路、西側は雑種地と宅地であり周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。
1 1 番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

農 業 委 員	いてのうち、整理番号2番について、去る5月22日、申請人の代理人である 多賀行政書士と事務局の立会いのもと、7番推進委員、私11番農業委員の2名で共同調査をしましたので、私11番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口上町にお住いの MNさんで年齢は32歳です。 譲渡人は、伊佐市大口里にお住いの HTさんで年齢は94歳です。 本申請は、所有権移転売買で農地区分は第1種農地ではありますが、不許可の例外の集落接続施設であり、転用目的は一般住宅であります。 申請地は、大口里字羽祢田島 2435 番 3 で、地目は田、地積は 333 m²です。 所在地は、大口高等学校から北西へ約 500mに位置しており、南側は田、東側は宅地、北側も宅地、西側は田となっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。整理番号3番について、12番農業委員の報告を求めます。
1 2 番 農 業 委 員	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る5月22日、譲渡人の STさんと申請人の J工務店株式会社 Hさんの立会いのもと、14番農業委員、15番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私12番が報告いたします。 譲受人は、鹿児島市西千石町に所在する J工務店株式会社で一般法人です。

		譲渡人は、伊佐市菱刈田中にお住いの S T さんで年齢は 82 歳です。 本申請は、所有権移転売買による転用で農地区分は第 2 種農地その他の農地となっており、転用目的は駐車場であります。 申請地は、伊佐市菱刈田中字柳町 815 番 11 で、地目は畑、地積は 36 m²です。 所在地は、田中小学校から南東へ約 600m に位置しており、南側は市道、東側も市道、西側も市道、北側は宅地となっており周囲に与える影響はないかと思われます。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。 調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 3 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号 3 番は、処分決定いたしました。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 3 件について、3 件が処分決定いたしました。 ————— 議案第 5 号 —————
議	長	議案第 5 号「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について提案いたします。事務局の報告を求めます。
事 務 局		議案第 5 号「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について、資料 30 ページから 40 ページをご覧ください。 令和 5 年度の利用状況調査におきまして、再生利用困難な農地となったものが、田が 217 筆で 203,599 m²、畑が 157 筆で 124,720 m²、合計 374 筆で 328,319 m²でした。これらの再生利用困難な農地につきまして、非農

		地判断をしてよろしいか、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。この案件は、昨年、皆様が調査をされたところで耕作不能であると判断された農地を、非農地にするかしないかを判断していただくということになります。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 議案第5号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって議案第5号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定については決定いたしました。
議	長	その他、事務局お願いします。
事 務 局		総会資料の最終ページをご覧ください。5月の月例報告を致します。10日(金)5月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され案件なしのため欠席しております。22日(水)現地調査を一斉に行いました。本日27日(月)第2回農業委員会総会です。29日(水)から30日(木)全国農業委員会会長大会が東京都であり会長、事務局長が出席予定です。6月の行事予定ですが、5日(水)6月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、24日(月)が現地調査予定。28日(金)が令和6年度第3回農業委員会総会予定です。月例報告は以上です。
議	長	その他、皆様から何かございませんか。 (「なし」という声、あり。)
事 務 局 長		以上で、令和6年度 第2回農業委員会総会を終了します。 姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時40分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 7 番

伊佐市農業委員 9 番